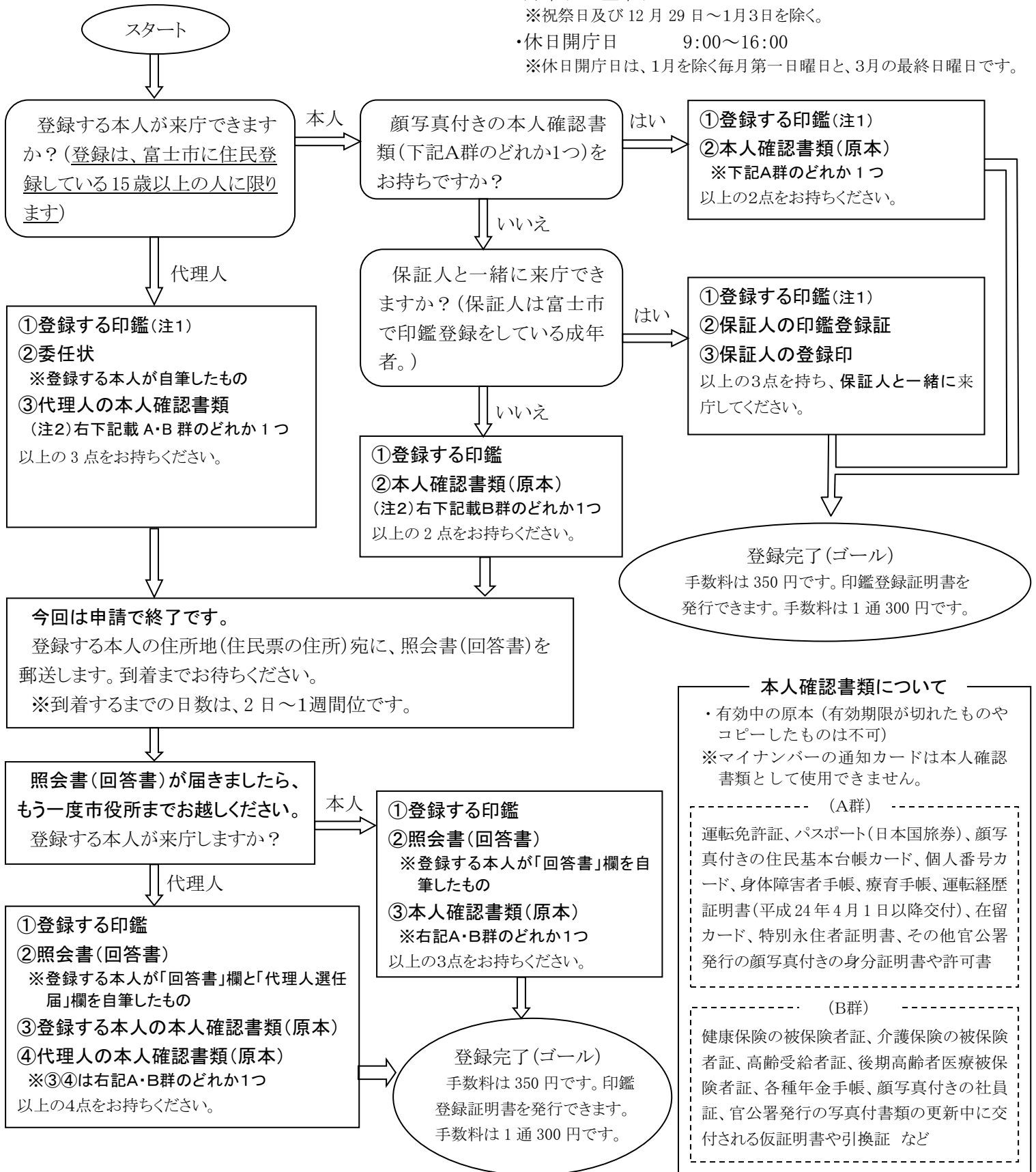


印鑑登録のフローチャート

<受付時間>

- ・月曜日～金曜日 8:30～17:15
※祝祭日及び12月29日～1月3日を除く。
- ・休日開庁日 9:00～16:00
※休日開庁日は、1月を除く毎月第一日曜日と、3月の最終日曜日です。



本人確認書類について

- ・有効中の原本(有効期限が切れたものやコピーしたものは不可)
- ※マイナンバーの通知カードは本人確認書類として使用できません。

(A群)

運転免許証、パスポート(日本国旅券)、顔写真付きの住民基本台帳カード、個人番号カード、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付)、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署発行の顔写真付きの身分証明書や許可書

(B群)

健康保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証、各種年金手帳、顔写真付きの社員証、官公署発行の写真付書類の更新中に交付される仮証明書や引換証 など

◆登録できない印鑑◆

- ・家族の登録している印影と印影が同じになるもの(家族と異なる印鑑でも、印影が同じになるものは登録できません)。
- ・住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏で彫られていないもの。ただし、外国籍の方で、住民基本台帳に記録されている通称や、氏名の片仮名表記で彫られているものは登録できます。
- ・氏名以外のこと(職業、資格、花文字、飾り柄、龍紋、唐草模様など)が彫られているもの
- ・印鑑の高さ(長さ)が2cm以下のもの
- ・印影の大きさが、一辺の長さ8mmの正方形より小さいものや、25mmの正方形より大きいもの
- ・ゴム印など印面が変化しやすいもの
- ・縁(枠)が1/4以上欠けているものや、文字が欠けているもの
- ・磨耗や棄損により、印影が鮮明にならないもの
- ・極端に図案化し、社会通念上本人の名前を表していないもの

不明な点については、事前にお問い合わせください。

富士市役所
市民課 証明担当
0545-55-2747 (直通)